

過去の懲戒処分以外の処分実施状況

〔知事部局〕

(令和6年5月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R6.5.20	文書訓告	中予地方局 一般職員	公務のため、公用車で国道11号を走行中、前方不注意となり、横断歩道手前で停車していた相手方車両に気づかず追突し、更にその前方の車両も玉突き事故となり、相手方に全治2週間を要する傷害を負わせた人身事故

(令和6年9月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R6.9.19	文書訓告	東予地方局 主幹級職員	通勤のため、自家用車で西条市丹原町の県道151号線(関屋今井線)を走行中、制限速度50km/hの区間を、89km/hで走行し、39km/hの速度超過で取締りを受けた。
2	R6.9.19	文書訓告	東予地方局 一般職員	通勤のため、自家用車で西条市禎瑞の市道(妹背橋付近)を走行中、制限速度40km/hの区間を、72km/hで走行し、32km/hの速度超過で取締りを受けた。
3	R6.9.20	口頭訓告	南予地方局 一般職員	自家用車で東温市松瀬川(四国縦貫自動車道上り線122.1キロポスト付近)を走行中、制限速度80km/hの区間を、118km/hで走行し、38km/hの速度超過で取締りを受けた。
4	R6.9.20	口頭訓告	南予地方局 一般職員	公務を終えて帰庁する途中、八幡浜市若山の県道25号線を走行中、対向車線を走行中の大型車が中央線をはみ出すような感じを受け、ハンドルを左に切ったところ、車幅感覚を誤りハンドルを切りすぎたため、植樹帯の縁石に接触し、公用車を破損させた物損事故(1年以内の再度の交通法令違反等)
5	R6.9.27	文書訓告	保健福祉部 関係地方機関 係長級職員	公務を終えて帰庁する途中、八幡浜市保内町喜木津の国道378号線を走行中、制限速度50km/hの区間を、81km/hで走行し、31km/hの速度超過で取締りを受けた。
6	R6.9.27	口頭訓告	東予地方局 係長級職員 (当時)	通勤のため、自家用車で、四国中央市豊岡町の国道11号線を松山方面へ走行中、渋滞により前車が停車していることに気づくのが遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わず、前方の相手方車両に追突し、更にその前方の車両も玉突き事故となり、相手方に全治約1週間の傷害を負わせた人身事故(1年以内の再度の交通法令違反等)

(令和6年10月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R6.10.10	文書訓告	保健福祉部 関係地方機関 一般職員	別居する親族にかかる扶養手当の認定基準の誤認により、扶養親族の要件を欠いていたにもかかわらず同手当を過大に受給した。
2	R6.10.7	嚴重注意	保健福祉部 関係地方機関 主幹級職員 (当時)	上記に関し、支給要件の確認を怠っていた管理監督者としての責任

(令和6年11月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R6.11.28	口頭訓告	保健福祉部 関係地方機関 係長級職員	公務のため、西条市中野付近(四国縦貫自動車道下り線99.5キロポスト付近)を走行中、制限速度80km/hの区間を、118km/hで走行し、38km/hの速度超過で取締りを受けた。
2	R6.11.28	口頭訓告	保健福祉部 関係地方機関 一般職員	公務を終えて帰庁しようと駐車場を発進・左折したところ、運転操作を誤り、車両がアパート敷地内植え込みブロックに接触し、公用車を損傷させた物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)
3	R6.11.28	口頭訓告	保健福祉部 関係地方機関 一般職員	公務で訪問先の敷地内駐車場に後進して駐車しようとしたところ、道路幅員、駐車スペースともに狭隘だったため、隣接する民家の石垣との距離を十分確保できず、車両の左前方部分が石垣に接触し、公用車を損傷させた物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)

(令和7年2月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.2.25	口頭訓告	保健福祉部 関係地方機関 一般職員	自家用車で高知県南国市岡豊町蒲原付近(四国横断自動車道上り線111.8キロポスト付近)を走行中、制限速度80km/hの区間を、114km/hで走行し、34km/hの速度超過で取締りを受けた。
2	R7.2.28	文書訓告	南予地方局 課長級職員	自家用車で内子町五十崎の国道56号線を走行中、制限速度50km/hの区間を、82km/hで走行し、32km/hの速度超過で取締りを受けた。

(令和7年3月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 一般職員 (当時)	令和4年4月頃から令和6年6月までの間の勤務時間のうち計409日について、勤務時間の始めに数分から15分程度の遅刻を繰り返した。
2	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 課長級職員 (当時)	上記に関し、部下職員の勤務実態の把握及び適切な指導監督を実施していなかったことに関する管理監督者としての責任
3	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 主幹級職員 (当時)	同上
4	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 課長級職員	同上
5	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 主幹級職員	同上
6	R7.3.18	文書訓告 (重)	南予地方局 一般職員	別居する親族にかかる扶養手当の認定基準の誤認により、扶養手当の要件を欠いていたにもかかわらず同手当を過大に受給した。

(令和7年5月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.5.27	文書訓告	中予地方局 係長級職員 (当時)	自らが受給した扶養手当について、過大な受給となって必要となった返納手続きにかかる関係課からの問合せに対して回答をせず、対応を怠った。
2	R7.5.27	嚴重注意	中予地方局 主幹級職員 (当時)	上記に関し、管理監督責任
3	R7.5.28	口頭訓告	東予地方局 一般職員	配偶者にかかる扶養手当の認定基準の誤認により、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を過大に受給した。
4	R7.5.28	口頭訓告	東予地方局 係長級職員 (当時)	公務のため、公用車で走行中、民家のガレージの雨どいに車体を接触させ、その後、車体を切り返した際に、農道端に脱輪し、擁壁を損壊するとともに、電柱支線に接触した物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)

(令和7年7月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.7.30	口頭訓告	観光スポーツ文化部 関係地方機関 主幹級職員	公務中、伊予灘サービスエリア上り駐車場において、酒気帯び運転で交通事故を起こした職員(地方公務員法第28条第4項(同法第16条第1号該当)による失職)に関し、管理監督責任